



No.67

市民ネットワークちば

発行責任者 小西由希子

編集・発行 市民ネットワークちば 〒260-0013 千葉市中央区中央 4-10-11 TEL043-201-2551 FAX043-223-7701



私たちの代理人として議会に送り出しています
左から 湯浅美和子(美浜区) 常賀かづ子(稲毛区)
山田京子(若葉区) 川本幸立(県議・緑区)
福谷草子(緑区) 長谷川ひろ美(花見川区)
小西由希子(中央区)

知って味方にしよう！働く者の権利

市民ネットワークちばの「働き方とライフスタイルプロジェクト」では、「地域で安心！元気に働く」を目標に掲げ活動しています。発足後1年半の間に、労働法の学習会や、役所内での非正規職員の実態、高校で行っている労働教育についての学習会を開催し、イオンなど民間企業の子育て支援プランの取材も行ってきました。働く者の権利を知り、現在の働く現場の問題点を把握し、多くの人に伝え、身近なところから改善していきたいと考えます。これまでの学習会の概略をご紹介します。

「労働法」学習会

「法律は自分を守る入り口。法律を知らなければ「権利」として主張できない」（講師 なのはなユニオン 鴨桃代さん）

今、若い人の中で、「労組（ユニオン）が面白い」という考えが生まれていて、「3人集まればできるんだよ」というノリだそうです。日本の「労働法」はとも良くできているので、使っていかなければ...とのこと。また、各個人の問題は個別のユニオンで解決できるが、労働者派遣法の抜本改正を求めるなど、一つのユニオンではできないことは、

各野党や連合、全労連、全労協などにも働きかけて、いっしょに解決していく必要があるということでした。

「労働組合の運動はグサイ、硬い」と言われて敬遠され、組織率の低下も指摘されてきました。ところが最近、若い人たちが、フリーターユニオンとか、ガソリンスタンドユニオンとか、氷河期世代ユニオンなどの名前をつけて、労働組合を結成。メーカーにも多くの若者が参加し、連合の高木会長が首都圏ユニオンなどの若い人や他のナショナルセンターの代表と壇上に並ぶ景色は初めてのこと。働く側からの異議申し立てが始まっています。

「労働基準法」を高校で教えて！

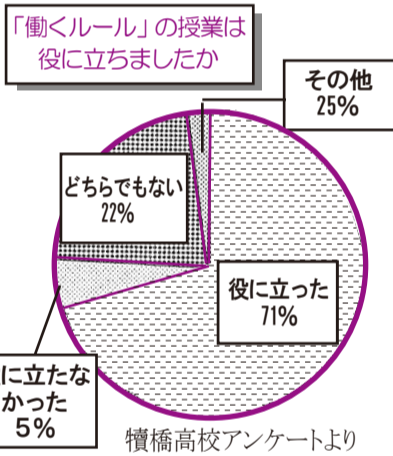
学習会「働くルール」を学ぶ高校生

講師 千葉県立犢橋高校教員 角谷信一さん
7月22日 市民ネット会議室にて

卒業までに自分を守るための最低限の「働くルール」を学んでほしいという思いから、角谷さんの授業は始まったとのこと。

- ☆週に一日・半年間継続して働くと、年間一日の有給休暇がもらえる
- ☆有給休暇の申し出は、特別な理由がない限り事業主は拒否できない
- ☆残業手当は1分単位で支払われる

などの労働基準法を学ぶと、生徒は自らのアルバイトと学んだルールとを照らし合わせ、「すごく自分たちのためになる」と次々質問。普段の授業とは全く違う反応を見せます。その後のアンケートでは、高校生アルバイトの労働基準法違反続出の現状が見えるのです。働くルールを教え、違法の実態を把握することは、労働条件の底上げと違法労働の摘発につながり、それは高校で働く教職員の今日的責務である、と角谷さん。



角谷さんは、総合学習の時間を充てているとのことでした。若い人たちが「働く者の権利」をしっかりと学んで、これからの人生を自分自身で守れるように、ぜひすべての高校で労働教育の時間をとってほしいと思います。（坪井）

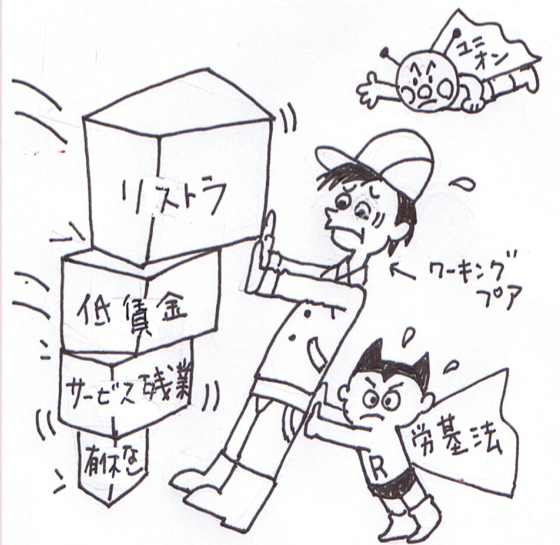
非正規雇用の公務員の待遇改善について

（講師 荒川区職員労組 白石孝さん）

官製ワーキングプアという言葉があります。今、役所などで公務を支えているのはこれらの非常勤や臨時雇用の労働者。行革の名の下に正規雇員の採用を止め、非常勤・臨時採用で補ってきた結果です。多くは女性であり、図書館などで主要な仕事を担っています。正規職員との格差は給料、休暇、福利厚生、研修とあらゆる場面におよび、昇給、ボーナスなし、もちろん退職金もありません。そんな臨時雇員のあり方を正規の職員組合が問題として取り上げ、改善を図った自治体があります。

東京都荒川区では、報酬額の見直し、有給休暇の付与、残業代の支給などが決まり、研修や福利厚生も改善されたとのこと。白石さんは、「同じ働く者の窮状を看過できなかった、今後は均等待遇という観点からの運動が必要」と話されました。

法律や条例など私たちが権利として獲得してきたものを知り、生かすことが働きやすい社会を作ります。（岩橋）



【働く者の味方・労働法の体系】

憲法14条・19条・25条・27条・28条

労働基準法・労働安全衛生法・改正職業安定法・労働組合法・男女雇用機会均等法・改正育児介護休業法（使えるが改善が必要な法律）改正労働者派遣法・改正パート労働法・労働契約法

変わる議会 もっと分かりやすく！

市川市議会傍聴記

市川市議会は、この9月の定例会から、議案質疑・一般質問の方式を変えている。次の3方式から選択。
①すべて総括②初回総括2回目以降一問一答③初回から一問一答。

「総括」は、千葉市議会のように、まとめて質問し、担当部局ごとにまとめて答弁するが、「一問一答」は、最初の質問を市側に伝えておき、一項目ごとに答弁を受けて、更に自由に質問を重ねていくやり方で、今、各地の議会で行われている。

市川市での一般質問は、答弁も含めて全員60分ずつ。33名中①が5名、②が18名、③が10名で、8割強の議員が「一問一答」を選んでいる。

9月22日の午後、共産党の二瓶氏（②を選択）と公明党の松葉氏（③を選択）の質問を傍聴した。初めて聞いた「一問一答」は、平易で具体的な言葉で一問ずつ質疑応答がなされ、他市の住民である私にも内容がよく分かった。ただし、おそらく質問する側も、しっかり調査・分析して準備しないと質問を深められない。この方式は、議会の力を底上げするものだと思った。千葉市議会でも、ぜひ、取り入れてほしい。

また、傍聴席の左手に大きなモニターがあり、質問者・答弁者が大映しになり、表情がよく分かる。このモニターは、採決の時には議員席のレイアウトを映し出し、賛否を色分けして表示するそうだ。全体として「議会を市民に開いていこう」という市川市議会の意志を強く感じた。傍聴人が私たちの他に、わずか一名だったのが残念。（宮田）